

「共生型デイサービス 梅本の里」 重要事項説明書

ご契約者に対する生活介護サービスの提供にあたり、松山市条例に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は、以下のとおりです。

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 松山紅梅会
主たる事業者の所在地	愛媛県松山市北梅本町1624番地1
代表者名	理事長 大野 輝男
電話番号	089-975-6985

事業者が実施する他の指定居宅介護サービス	松山市指定番号
デイサービス梅本の里（高齢者通所介護事業）	3870101593

2 事業所の概要

ご利用事業所の名称	共生型デイサービス 梅本の里
実施する事業の種類	生活介護事業
指定番号	3810105951
所在地	松山市平井町1287番地
電話番号	089-997-7762
指定年月日	令和5年10月1日
通常の事業の実施地域	松山市（旧北条市、旧中島町は除く）、東温市、伊予郡砥部町
利用定員	45名（通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業を含む）

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、創作活動等の機会その他の身体能力又は生活能力の向上のために必要な日常生活上の支援を行います。
運営の方針	利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から必要な援助及びサービスの提供を行います。

4 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。（通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業を含む）

職員の職種	員数	職務内容	保有資格
管理者	1名	事業所の職員の監理及びサービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉主事

生活相談員	2名	利用者及び家族からの相談やサービスの業務に従事、サービスの利用申込に係る調整の補助を行います。	介護福祉士、社会福祉主事 介護支援専門員
介護職員	11名	日常生活上の世話又は支援等に当たります。	介護福祉士
看護職員	3名	健康管理の業務に当たります。	看護師
機能訓練指導員	1名	機能訓練の実施に当たります。	看護師
運転手	2名	利用者の送迎に当たります。	

5 営業時間

営業日	月～土曜日・祝日も営業 (但し、毎年1月1日～3日と8月に開催される夏祭りは休日とします。)
営業時間	8：30～17：30（送迎時間含む） ※但し契約者の希望により通常の営業時間外の個別支援計画が作成されている場合は上記の限りではありません。
サービス提供時間	9：00～16：30

6 サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行います。この「個別支援計画」は、契約者の自立生活を支援し、様々な課題の解決を目的として本事業所の管理者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、契約者の同意を頂きます。なお「個別支援計画」の写しは契約者に交付します。また、必要に応じて「個別支援計画」の見直しを行うものとします。

(1) 介護給付費サービス

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の対象となります。

サービスの種類	サービスの内容		提供時間帯
入浴介助	- 入浴又は清拭を行います。 - 入浴の際介助を要する契約者に対して洗身、洗髪などの介助を行います。 - 身体状況により一般浴槽での入浴が困難な方も、中間浴槽、機械浴槽を使用しての入浴が可能です。		9：00～16：30
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	契約者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。	9：00～16：30
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。	
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。	
排泄介助	契約者の排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。		随時
食事介助	自力摂取が困難な契約者に対しては食事介助を行います。		

（２）介護給付費外のサービス

以下のサービスについては、介護給付の適応外であり、一部のサービスについては料金を全額ご負担いただく場合があります。ただし料金の発生するサービスについて事業所は事前にご契約者に説明し、了承を得た上でサービスを提供するものとします。

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
余暇活動	・各種レクリエーション ・囲碁・将棋・麻雀等の遊具 ・映画鑑賞・手作業等の余暇活動	・無料（但し手作業等で利用する物品等は実費相当額を負担して頂く場合あり）
行事	・いつものカフェ、いつもの雑貨屋、各種季節行事を行っています。	無料
食事の提供※	・献立表（栄養士の確認）により、栄養並びに契約者の身体状況と嗜好を考慮した食事を提供します。	1食 600円 ※受給者証に「食事提供体制加算対象者」の記載がある方は、一食300円となります。
日用品	紙オムツ Lサイズ 紙オムツ Lサイズ 紙オムツ Mサイズ 尿取パッド Lサイズ 尿取パッド Mサイズ 個別で必要とするもの	80円 81円 73円 25円 19円 実費
特別な食事 嗜好品・贅沢品	・ご希望により特別な食事を提供することもできます。（要相談）	実費
入浴サービス （加算対象外の方）	・ご希望により入浴サービスを行います。 ※職員により見守り・介助を行います。	一回 400円
複写物	・希望によりコピー等の利用	10円／1枚
各種証明書発行	・各種利用証明書等の発行	100円／1枚
故意破損弁償代	・故意に施設の物を破損された場合に弁償していただきます。	実費

※＜利用キャンセルの場合の食費について＞

利用をキャンセルする場合は利用予定日の 2 日前の 17：30 までに申し出ください。申出がない場合は食費をいただく場合があります。ただし、急な体調不良等による利用キャンセルはこの限りではありません。

7 利用料

（１）介護給付費対象サービス内容の料金

事業者が介護給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額（利用者負担額）を事業者にお支払いいただきます。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

① 生活介護サービス利用料

令和 6 年 4 月 1 日現在

区 分	基本利用料 （一回あたりの料金）	利用者負担金 （自己負担 1 割）
共生型生活介護サービス費 I ※障害区分関係なく一律の料金となります	6,970円	697円

② 【加算】生活介護サービス費に加えて以下の加算料金が算定されます。

加算の種類	加算額・基本利用料	利用者負担金 （自己負担 1 割）	要件
-------	-----------	----------------------	----

福祉専門職員配置加算Ⅰ	150円	15円	常勤の直接支援員のうち有資格者35%以上
常勤看護職員等配置加算Ⅰ	150円	15円	看護師を一定以上配置している場合。
初期加算	300円	30円	利用開始から起算して30日以内の期間について加算。
食事提供体制加算	300円	30円	収入一定額以下 (受給者証に記載あり)
送迎加算Ⅰ	片道210円	片道21円	1回の送迎につき平均10人以上が利用している場合。週3回以上の送迎を実施している場合。
入浴支援加算	800円	80円	医療的ケアが必要な方や重度心身障害者の方に提供する場合。

(2) 利用者負担の軽減について

<利用者負担に関する月額上限>

1 カ月当たりのサービス利用にかかる「利用者負担額」は、所得（世帯の収入状況）に応じて月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担の必要はありません。

<高額障害福祉サービス費>

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害者福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法による。）

(3) 利用料金の支払い方法

毎月20日頃までに前月分の請求書をお渡しします。お支払い方法は口座振替、銀行振込みとし、毎月月末（月末が金融機関休業日の時は翌日営業日）に振替させていただきます。翌月利用料金請求書送付時に領収書を発送します。

① 口座振替の場合

お取扱金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・ゆうちょ銀行・松山市農協

口座振替手数料はかかりません。

② 銀行振込の場合

振込先の銀行口座

銀行名 愛媛信用金庫 平井支店 普通預金 87305 番

口座名義人 社会福祉法人 松山紅梅会

理事長 大野 輝男

振込み手数料は、ご負担下さい。

8 キャンセル料（正当な理由なく、事前の連絡がない場合）

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合には、キャンセル料として介護給付額の全額をいただく場合があります。ただし契約者の体調不良、怪我や身内の方の事故、病気等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

9 利用に際しての留意事項

医療機関への受診	利用中の事故等による緊急受診は事業所にて対応します。継続的な疾病や体調不良による受診はご家族に協力いただきます。
居室・設備・器具の利用	事業所内のフロアや設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
飲酒	原則、禁止となります。
喫煙	事業所では敷地内禁煙となります。
宗教・政治・営利活動	契約者本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して宗教・政治・営利活動等のご遠慮ください。
貴重品管理	利用者本人の責任においての管理となります。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止となります。

10 苦情・相談窓口

事業所ご相談窓口	受付時間 8:30～17:30 ※ 上記時間外でも宿直者により苦情や通所介護サービスキャンセルの受付は24時間可能です。但し、詳しいご相談には応じられない場合があります。 電話 089-975-6985 所在地 松山市平井町 1287 番地 社会福祉法人松山紅梅会 共生型デイサービス梅本の里 担当者 所長 佐伯 誠治 責任者 統括施設長 野本 浩二
松山市 障がい者 相談窓口	受付時間 平日 8:30～17:15 電話 089-943-6688 所在地 松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所別館1階 福祉・子育て相談窓口内 障がい者総合相談
愛媛県国民保険団体連 合会 障害福祉担当	受付時間 平日 8:30～17:15 電話 089-968-8701 所在地 松山市高岡町 101-1
愛媛県福祉サービス運 営適正化委員会	受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:30 電話 089-998-3477 所在地 松山市持田町3丁目8番15号

11 緊急時の対応

サービス提供中に、契約者の体調急変など緊急の事態が発生した場合は、ご契約者の主治医または事業所の協力医療機関へ連絡し、医師の指示に従って必要な処置を行うとともに、以下の緊急連絡先へ迅速に連絡いたします。

ご契約者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医	医療機関の名称	医療法人社団永山内科・循環器内科

療機関	代表者名	院長 永山 晋也
	所在地	松山市北梅本町 666-2
	電話番号	089-976-1788
	診療科	内科・消化器科・循環器科
	入院設備	無
	契約の概要	協力病院
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	— — (職場・携帯) — —

1 2 事故発生時およびその他トラブルへの対応

事業者は、利用者に対する通所介護サービス提供により事故、その他トラブルが発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じ、事故等の状況及び事故等の際に採った処置について記録します。

- (1) 利用にあたり、事業所は事故その他トラブルにおけるリスクの可能性について、契約者およびその家族に説明します。利用者または家族は、説明に対しての理解と同意をお願いします。＜別紙＞3
- (2) 事業所に重大な過失が認められる事故、その他トラブルについては、当該事業所は法的責任を負うものとします。ただし、適切な介助および支援を実施していたにもかかわらず発生した事故については、当該責任を負わないものとします。

1 3 虐待の防止

事業者は、サービスを受けている利用者に虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するため管理者を担当者とします。

1 4 カスタマーハラスメントについて

当事業所は、すべての利用者に安心して介護サービスを利用いただくとともに、職員が安全かつ働きやすい環境を確保することを重要な責務としています。このため、契約者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

- (1) カスタマーハラスメントに該当するおそれのある行為として、以下のようなものが挙げられます。
 - ・ 大声で叱責や威圧的な言動

- ・ 暴言、暴力、物に当たる行為
 - ・ 人格を否定する発言、侮辱、差別的な言動
 - ・ 業務の範囲を超えた過度な要求
 - ・ 長時間にわたる執拗な要望やクレーム
 - ・ SNS 等を利用した誹謗中傷
 - ・ 職員のプライバシーを侵害する行為
 - ・ 他の利用者の安全や尊厳を損なう行為
- (2) 上記の行為が認められた場合、事業所は以下の対応を行うことがあります。
- ・ 複数名で対応
 - ・ サービス提供方法の見直し
 - ・ サービス提供の一時中断
 - ・ 行為の改善を求める文書の交付
 - ・ サービス提供の継続が困難であると判断した場合の契約解除
- (3) 正当な意見・要望について
- なお、介護サービスに関する正当なご意見、ご要望、苦情については、事業所は誠意をもって対応するものとします。

1 5 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 6 感染症対策

事業者は、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

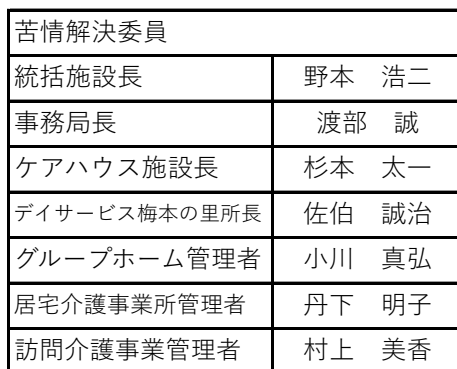
2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

苦情解決責任者 統括施設長 野本 浩二

受付時間 平日：8：30～17：30



第三者委員	
小野地区民生児童委員 永井 真也	089-975-1791
小野地区民生児童委員 阪本 千都子	089-975-1367

<別紙> 2.

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人松山紅梅会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護給付費サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

(1) 梅本の里事業所内部での利用目的

ア.当事業所が利用者等に提供する介護給付費サービス

イ.介護給付費事務

ウ.介護給付費サービスの利用にかかる当事業所の管理運營業務のうち次のもの

- ・利用状況等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上

オ.介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料、当事業所等において行われる学生・社会人等の実習への協力、当事業所において行われる事例研究及び研究発表、機関紙・ホームページへの掲載

(2) 他の介護事業者・病院等への情報提供を伴う利用目的

ア.当事業所が利用者等に提供する介護給付費サービスのうち

- ・利用者に介護給付費サービスを提供する他のサービス事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者の診察等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

イ.介護給付費事務のうち

- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

ウ.損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

エ.外部監査機関への情報提供

(3) その他サービス提供で必要な場合

(4) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

(1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

(2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

<別紙>3.

利用時のリスクおよびその他トラブルにおける同意書

本同意書は、サービスをご利用いただくにあたり想定されるリスクおよび注意事項についてご理解・ご確認いただき、適切かつ安全にご利用いただくことを目的とするものです。内容をご確認のうえ、同意いただきご利用くださいますようお願いいたします。

- 1 契約者の心身の状況に応じて誤嚥防止に必要な注意義務を尽くしてサービスを提供しますが、利用者の嚥下機能の低下、基礎疾患、体調変動等により誤嚥事故の発生を完全に防止することは困難であります。
- 2 事故が発生した際には、事業者は速やかに応急処置や医療機関への連絡等の必要な対応を行います。これらの対応の結果についても、事業者の故意または重大な過失が認められる場合を除き、事業者は責任を負わないものとします。
- 3 送迎サービスにおいて、契約者を自宅玄関または居室内まで安全に誘導し、引き渡しを完了した後に自宅内で発生した転倒等の事故については、事業者は責任を負いません。ただし、引き渡し時に明らかな危険が予見できたにもかかわらず、必要な配慮を怠った場合はこの限りではありません。
- 4 サービス従事者に対して身体に触れる、抱きしめる、性的な発言や写真を見せるなどのセクシュアルハラスメント行為、または個人情報を繰り返し聞き出す、つきまとうといった迷惑・ストーカー行為は固くお断りいたします。

上記に定める説明を受け、十分に理解し同意します。

本契約を証するため、契約者、事業者は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、各1通保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名 氏名 ）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

私は、契約書、重要事項説明書の内容について説明を受け内容を理解し、同意しました。介護サービスの利用において、個人情報を用いることを同意し、本契約を申し込みます。

（契約者）

住 所

氏 名 印

電話番号 （ ） -

（署名代行者）住 所

氏 名 印

電話番号 （ ） -

署名代行した理由：（ ）

（家族代表者）

住 所

氏 名 印

電話番号 （ ） -

（事業者）

当施設は、契約者の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 〒791-0243 松山市平井町1287番地

法 人 名 社会福祉法人 松山紅梅会

事業所名 共生型デイサービス 梅本の里

代表者名 理事長 大野 輝男 印

電話番号 （089） 997-7762